

高等学校等就学支援金のお知らせ

平成29年7月～平成30年6月分についてのお知らせです。

～簡単な手続きで、授業料が実質 **無料** になります！～

高校では、全日制は月額9,900円（年額118,800円）の授業料がかかりますが、就学支援金制度の対象となる世帯の方は、申請等の手続きを行うことで、国から就学支援金が支給され、授業料をご負担いただく必要がなくなります。

ひとり親世帯に限った制度ではありません！

毎年、申請していただく必要があります！

全国の多くの高校生が申請しています！

就学支援金は、返済不要です！

平成29年度の市町村民税所得割額をご確認ください！

【確認の留意事項】

- * 保護者（親権者）全員の合計額を確認してください。
- * 市民税の均等割、県民税の所得割・均等割の額は含めません。
- * ひとり親世帯の場合は、親権者1名の額を確認してください。
- * 生徒が成人している場合は、主たる生計維持者1名の額を確認してください。
- * 兄弟姉妹・祖父母の額は含めません。

市町村民税所得割額が30万4,200円以上の方

- 就学支援金制度の対象ではありません。

【提出書類】

① 就学支援金確認票

- ※ 記入の際は、黒か青のボールペンで記入してください。
こすると消えるボールペン（フリクション等）は使用しないでください。
- ※ 担任の先生は通さずに、持参又は郵送で直接事務室に提出してください。

市町村民税所得割額が30万4,200円未満の方

- 就学支援金制度の対象です。

【提出書類】を裏面でご確認ください。

提出期限：平成29年7月14日（金）

【提出書類】 就学支援金制度の対象者

< 書類の記入と提出の注意 >

- ※ 記入の際は、黒か青のボールペンで記入してください。
こすると消えるボールペン（フリクション等）は使用しないでください。
- ※ 担任の先生は通さずに、持参又は郵送で直接事務室に提出してください。

① 就学支援金確認票

② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（初回時）又は 高等学校等就学支援金収入状況届出書（2回目以降）

- ※ ご自身が「受給資格認定申請書(初回時)」「収入状況届出書(2回目以降)」
のどちらにチェックするのか不明な場合は、事務室にお問合せください。

③ 所得に関する書類（次のうちいずれか）

- ※ 保護者（父母）2名とも市町村民税所得割を課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。

(A) 平成29年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー

- 全体がわかるようにコピーしてください。
- ・ A 3 の用紙にコピーする場合は、そのままコピー（原寸大でコピー）
- ・ A 4 ・ B 4 の用紙にコピーする場合は、縮小コピー又は分割コピー

(B) 平成29年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

- お名前・市町村民税所得割額・配偶者控除の状況がわかるページを
コピーしてください。（2枚以上になっても構いません。）

(C) 平成29年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明の原本又はコピー

(D) 生活保護受給証明書の原本(平成29年7月1日以降の発行日付のもの)

【参考】 授業料等の制度についてHPに掲載しました！

今年度から授業料・諸会費等の各種制度の概要・対象者等について、
本校のホームページに掲載しています。参考にご覧ください。

【横須賀高校HP】http://www.yokosuka-h.pen-kanagawa.ed.jp/contents/info/info_3.html

携帯電話・スマートフォンを
お持ちの方は、QRコード
からもアクセスできます！



就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けられず、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。